

## 仕 様 書

1 契約件名  
巡視船えい航作業（単契）

2 使用船舶  
タグボート1隻（2600馬力以上）

3 仕様  
海上保安学校及び舞鶴西に係留中の巡視船の出港、入港または両方について、タグボート1隻にて、巡視船を安全に離着岸させる。

4 実施作業  
舞鶴港内における巡視船の離着岸作業にかかるえい航。  
ただし、えい航作業については、天候等気象状況等勘案のうえ、離岸、着岸、またはその両方を当部担当職員から連絡する。

5 予定数量（6,000トン未満巡視船1隻分）

| 品目                      | 規格                       | 単位 | 予定数量 | 備考 |
|-------------------------|--------------------------|----|------|----|
| 巡視船えい航作業<br>（基本料金 回航含む） | 午前8時00分から<br>午後4時00分までの間 | 時間 | 20   |    |

※基本料金は、離着岸・えい航作業時間とし、1時間に満たない場合は1時間、1時間をこえる場合は、その超過時間30分ごとに基本料金の50%を加算する。

※時間外については、下記のとおりとする。

- ・16時から19時 基本料金の50%増
- ・19時から22時 基本料金の60%増
- ・22時から05時 基本料金の120%増
- ・05時から08時 基本料金の60%増
- ・休日 基本料金の50%増

冬季割増については、12月1日から翌年3月31日の間に作業した場合は所定の料金の30%を加算した額を基本料金とする。

天候割増については、風速15m、波高1.6m以上の場合にあっては基本料金の50%増とする。

6 履行期間  
契約日から令和8年3月31日までの間

7 その他

- （1）離着岸・えい航作業は、巡視船担当者の指示に従い実施すること。
- （2）諸作業の際は、岸壁及び周辺施設の破壊・損傷が無いよう留意すること。  
また、本契約履行にあたり、海中転落等事故の無いよう、安全に十分配慮すること。
- （3）受注者は作業毎に作業伝票等の作業日時が記載された書類を提出すること。
- （4）1ヶ月ごとに完了届を提出し、検査職員の検査に合格すること。
- （5）本仕様書及び本契約履行中に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。
- （6）本契約は、検査職員の検査合格をもって履行完了とする。
- （7）本契約は令和7年度予算成立を条件とする。

8 支払方法

支払いは履行完了後、1カ月とし、受注者は海上保安学校の指定する様式により請求書を作成し、提出すること。

なお、海上保安学校においては受注者から適正な請求書を受理した後、請負者の指定する口座に請求代金を支払うものとする。